

高知市建設工事等競争入札心得

(趣旨)

第1条 高知市が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務における一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、高知市契約規則（昭和40年高知市規則第4号）、その他関係法令等に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

2 前項の規定に関わらず、電子入札による契約に係る事務の取扱いについては、高知市建設工事等競争入札心得（電子入札用）の定めるところによる。

(入札に参加できる者)

第2条 競争入札に参加できる者は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札においては、入札公告に定める入札参加資格要件を満たす者
- (2) 指名競争入札においては、指名通知を受けた者

2 入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、設計書、図面、仕様書、現場等（設計書、図面、仕様書についての質疑およびこれに対する回答を含む。）を熟知の上、入札に参加しなければならない。

3 設計書、図面、仕様書等の貸出がされる場合に貸出を受けなかった者又は現場説明が行われる案件の現場説明を受けなかった者は、入札に参加することができない。

4 質疑およびこれに対する回答については、入札公告又は指名通知書に記載された方法により行うものとする。また、質疑書の提出は持参またはファクシミリによること（郵送不可）。

(設計図書等)

第3条 設計図書等については、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札においては、次のとおり行うものとする。

ア 設計図書の閲覧

(ア) 場所 高知市役所契約課

(イ) 期間 公告日から入札書提出期限まで

イ 電子データでの閲覧

(ア) 場所 高知市契約課ホームページ

(イ) 期間 公告日から開札日まで

- (2) 指名競争入札においては、次のとおり行うものとする

ア 電子データでの閲覧

- (ア) 場所 高知市が設置する入札情報システム
- (イ) 期間 設計図書の貸出開始日から入札日まで

(入札の方法等)

- 第4条 入札参加者は、指定の日時に指定の場所に赴き、入札に参加しなければならない。
- 2 代理人による入札のときは、入札時に委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ、入札書を投かんすることはできない。
 - 3 入札執行中は、入札参加者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。指示に従わないときは、入札書投かん後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。
 - 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
 - 5 入札は、入札書を所定の入札箱に投かんして行わなければならない。
 - 6 入札公告等において定められている入札方法が、郵便による入札の場合は、高知市郵便入札実施要領による。

(入札の基本的事項)

- 第5条 入札書の金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額とする。
- 2 入札書のアmountは、1円未満の端数をつけることができない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額はないものとして取り扱う。
 - 3 入札書の記載事項のうち、金額については訂正することができない。
 - 4 金額以外について訂正したときは、訂正箇所又は入札書の余白に押印し、訂正その他の必要事項を記載しなければならない。
 - 5 入札参加者は、いったん投かんされた入札書について、取替え・訂正又は撤回をすることができない。
 - 6 工事費内訳書の提出を指示した建設工事に係る競争入札は、入札時に必ず工事費内訳書を提出しなければならない。

(公正な入札の確保)

- 第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格又は入札書、工事費内訳書の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意志、入札価格又は入札書、工事費内訳書を意図的に開示してはならない。
- 4 入札において公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合したものは、3年以内の期間を定めて入札参加資格を与えないことがある。

(入札の取りやめ等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札者を入札に参加させない措置をとるものとする。

- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき
 - (2) 一般競争入札において、当該公告における入札参加資格要件を満たす入札参加者がいないとき
 - (3) 入札の辞退等により入札参加者が1者となったとき
 - (4) すべての入札において、入札参加者が1者もいなくなったとき
 - (5) 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき
- 2 郵便による入札において、入札参加者が1者でもあるときは、入札を行う。

(入札の辞退)

第8条 入札参加者は、入札書を投かんするまでは、入札を辞退することができるものとする。

- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げる方法により申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前であつては、入札辞退届を契約担当者に直接持参又はファクシミリによる送信
 - (2) 入札執行中であつては、前号の入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札執行者に直接提出することを原則とし、口頭による場合はその旨を入札執行者及び立会人の双方に告げて確認を受ける
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、辞退扱いとする。
 - (1) 指定の日時に指定の場所に赴き、入札に参加できなかった場合
 - (2) 予定価格事前公表の場合において、予定価格を上回る入札を行った場合
 - (3) 再度入札において入札可能額を超える入札を行った場合
- 4 入札を辞退した者又は入札を辞退したものとみなされた者は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

(無効の入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効とする。

- (1) 委任状を持参しない代理人が入札をした場合
- (2) 入札参加者の記名及び押印（代理人による入札の場合は、代理人の記名押印）を欠く入札書又は誤字、脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札書若しくは入札の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札書により入札をした場合
- (3) その他、入札の諸条件に違反した入札書

（失格の入札）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札をした場合（落札決定前に入札者が入札に参加する資格を喪失した場合を含む。）
- (2) 同一事項の入札について委任をした者が他の入札の代理人を兼ね、入札をした場合
- (3) 同一事項の入札について他の入札の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者が入札をした場合
- (4) 同一事項の入札において、2以上の入札書を提出したもの
- (5) 所定の入札箱に投かんしなかった場合
- (6) 明らかに談合によると認められる入札をした場合
- (7) 工事費内訳書提出対象の競争入札において、当該入札の工事費内訳書を提出しない場合（工事費内訳書と入札書記載の工事名が異なる、工事費内訳書記載の合計金額と入札金額が一致しない等により、当該入札案件のものと特定できない場合（軽微な誤りである場合は除く。）を含む。）

2 政令第167条の10の2第1項を適用した一般競争入札（以下「総合評価落札方式」という。）に係る施工計画の提案を求める場合において、当該提案が白紙又は著しく不適当なものであると判断されるときは、その提案を行った者を失格とする。

（落札者の決定方法）

第11条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者とする。ただし、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。

2 前項において落札となる入札があったときは、入札書記載金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で落札した旨及び落札者を宣言して決定する。

3 事後審査型制限付き一般競争入札の場合は、事後審査型制限付き一般競争入札実施要領による。

4 総合評価落札方式の場合は、公告等の定めによる。

(同額等の入札参加者が2者以上ある場合の落札者の決定方法)

第12条 落札となるべき同額の入札をした者(総合評価方式においては評価値が同じ者)が、2者以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。入札参加者は、当該くじへの参加を辞退することができない。

2 郵便による入札の場合のくじびきによる落札者の決定方法は、高知市郵便入札実施要領による。

(再度入札)

第13条 開札の結果、落札となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、再度入札を行う前に入札の辞退等により入札参加者が1者となったときは、この限りでない。

2 郵便等による入札の場合は、再度入札は日時を新たに決定して行うものとする。

3 再度入札は、2回(初度入札を含め3回)まで行う。

4 次の各号のいずれかに該当する入札参加者は、再度入札に参加することができない。

(1) 入札を辞退した者

(2) 入札辞退として取り扱われた者

(3) 入札の結果失格となった者

5 工事費内訳書提出対象の競争入札であっても再度入札においては、入札参加者は工事費内訳書の提出を要しないものとする。

(更改入札等)

第14条 入札不調(第7条第1項第2号、第3号及び第4号の規定により入札が行われなかった場合(以下この条において「入札不成立」という。)及び前条の規定によっても落札者が得られない場合をいう。)の場合は、次のとおり公告又は指名を改めて行うことにより同一工事(業務)に係る入札を行う(以下「更改入札」という。)

(1) 一般競争入札

入札参加資格要件の見直しが可能なときは、当該要件を見直したうえで改めて公告し更改入札を行う。

(2) 指名競争入札

新たに別の入札参加者を指名して更改入札を行う。ただし、第7条第1項第3号及び第13条第1項の規定による入札不成立の場合には、当該入札参加者を再指名することを妨げない。

(落札決定後の契約辞退)

第15条 落札者(事後審査型一般競争入札の場合は落札候補者)は落札決定後、原則とし

て契約の辞退を申し出ることはいできない。落札者が契約の辞退を申し出た場合は、高知市競争入札指名停止措置要綱により、指名停止措置を行う。

(契約書の提出等)

第 16 条 落札者は、落札決定の日から起算して 10 日以内に交付された契約書の案に記名押印し、提出しなければならない。ただし、別途その期日について定めた場合はこの限りでない。

- 2 落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときは、当該落札決定を取り消す。
- 3 入札公告又は指名通知で工事（業務）日数が定められている場合の工期（履行期間）の起算日は、原則、契約締結日の翌日とする。
- 4 落札者は、契約締結までに平成 23 年 12 月 26 日付「独占禁止法の遵守に係る誓約書の提出について」中の誓約書を提出すること。これがない場合は契約を辞退したものとみなす。

(現場代理人・技術者届等)

第 17 条 落札者は、契約の締結に際し、別に定める現場代理人・技術者届又は管理技術者・照査技術者届を提出しなければならない。

- 2 建設工事における現場代理人の常駐及び技術者の専任配置等に関して、契約内容や建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に違反すると認められるときは、落札決定を取り消す。一般競争入札においては、その入札の入札資格要件等の審査後、契約締結時に提出する現場代理人・技術者届にて配置した技術者を理由なく変更したときも同様とする。

(契約の保証金)

第 18 条 落札者は、請負対象金額 300 万円以上の建設工事の契約締結時に、契約金額の 10 分の 1 以上の金額を保証する次のいずれかの保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (4) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(議会の議決に付すべき契約)

第 19 条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年高知市条例第 5 号）の規定により、高知市議会の議決に付すべきものについては、落札決

定後仮契約を締結し、高知市議会の議決を得た場合において、契約が確定する。

(異議の申立て)

第 20 条 入札参加者は、入札後この心得、設計書、図面、仕様書その他入札毎にあらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附 則

(施行期日等)

1 この心得は、平成 25 年 6 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

(他の心得の廃止)

2 「高知市が発注する建設工事及び建設工事に係る測量等業務の一般競争（指名競争）入札心得」（平成 24 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

この心得は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。